

## 海上保安庁海洋情報部における研究者及び職員の行動規範

海上保安庁海洋情報部における研究活動上の不正行為への対応等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、海上保安庁海洋情報部における研究者及び職員の行動規範を定める。

海上保安庁海洋情報部は、わが国の産業や国民生活を支える航海の安全確保の安全確保、海洋に起因する災害への対応、海洋環境の保全、海洋権益の保全、さらには海洋情報の円滑な流通を図るための科学的・技術的な研究活動を行っている。

科学技術の研究は、過去からの研究成果の集大成を受け継ぎ、発展させて未来へ受け渡していく営みであり、研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為である。また、科学技術の研究は未知への挑戦、知の蓄積・伝承、社会的課題の解決、国民生活の質の向上などに貢献するものとして、社会・国民からの大きな信頼の上に成り立つべきものである。

研究不正行為は、国民との社会契約に背き、科学技術の研究の根幹を成す社会的な信頼や負託を失うことにもつながる。

そこで、研究活動の信頼性及び公平性を確保するとともに、研究活動を行う機関としての社会的な責任を果たすため、当部において研究活動に携わる研究者及び職員を対象として、以下の通り研究者及び職員の行動規範を定める。当部の研究者及び職員は、自ら高い倫理性を持ち、以下の行動規範を遵守し、研究活動に携わるものとする。

### I. 研究者の責務

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。
2. 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。
3. 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。
4. 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。
5. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性を持って公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。
6. 研究者は、自らの研究の成果が、研究者の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

### II. 公正な研究

7. 研究者は、自らの研究活動の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果等を論文等で公表することで、各自

が果たした役割に応じて功績の認知を得ると共に責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を為さず、また加担しない。

8. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、並びに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。
9. 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

### Ⅲ. 社会の中の科学

10. 研究者は、社会と科学者コミュニティとのよりよい相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。
11. 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

### Ⅳ. 法令の遵守など

12. 研究者及び職員は、研究の実施及び研究費の使用等にあたっては、法令及び関係規則等を遵守する。
13. 研究者は、研究活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。
14. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。